

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 肥料の登録

土地改良区の設立

土地改良事業計画の適否の決定

”

”

”

基本測量の実施を終わつた旨の通知

県道の路線の認定

道路の区域の決定

道路の区域の変更

”

道路の供用の開始

証紙の小売りさばき人の指定

規 則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十五号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 昭和四十六年四月一日前に失業対策事業紹介対象者であつた者で、昭和四十六年七月一日から同年九月三十日までの間に常用労働者として就職したもの又は自営業開業者となつたものに係る第三条の規定による就職支度金の貸付額は、同条の規定にかかわらず、二十五万円を最高限度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年七月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百五十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 東伯梨 第三九七号複合肥料二号	窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	九・〇 六・〇 八・〇 六・〇 六・〇 四・八 七・〇 七・〇	東伯郡東伯町徳万五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基
鳥取県 東伯梨 第三九六号複合肥料一号	窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	九・〇 六・〇 八・〇 六・〇 六・〇 四・八 七・〇 七・〇	東伯郡東伯町徳万五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基

鳥取県 第三九八号	混合石灰灰 アルカリ分 く溶性苦土	五〇・〇 一〇・〇 一〇・〇	鳥取末市広温泉町七二四 鳥取県経済農業協同組合連合会 会長 三橋 誠
鳥取県 第三九七号複合肥料特号	ほう素マンガ入り 窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里 水溶性マンガ 水溶性ほう素	一〇・〇 七・三 七・〇 五・一 四・二 七・〇 六・九 七・〇 〇・一 〇・〇 五	東伯郡東郷町大字方地一〇六七 舎人農業協同組合 組合長理事 伊藤 幸

鳥取県 第四〇一号複合肥料バイヒニ号	ほう素マンガ入り 水溶性加里 く溶性苦土 水溶性マンガ 水溶性ほう素	うち 水溶性りん酸 一・〇 水溶性加里 四・〇 く溶性苦土 五・〇 水溶性マンガ 〇・一 水溶性ほう素 〇・〇五	〃
鳥取県 第四〇二号複合肥料ニ号	窒素全量 七・〇 アンモニア性窒素 四・一 りん酸全量 一〇・〇 うち 可溶性りん酸 五・〇 うち 水溶性りん酸 三・五 加里全量 九・〇 うち 水溶性加里 九・〇	米子市東町一〇五 米子市農業協同組合 組合長理事 職務執行者 奥山 啓次	

鳥取県告示第六百五十五号

東伯郡東郷町大字長和田六一九鹿田英勇ほか十四人の者から設立認可申請のあつた花見東郷土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年八月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

鳥取県告示第六百五十六号

昭和四十六年五月二十八日付けで東伯町大字三保五八一番地の二村信藏ほか三十二人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十七号

昭和四十六年七月九日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（別府地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十八号

昭和四十六年六月三十日付で大山町長から申請のあつた土地改良（豊房地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十九号

昭和四十六年七月三日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（川中地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量（二等重力測量）

二 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市、赤碕町、羽合町、淀江町、岩美町、若桜町、智頭町、青谷町及び気高町

三 終了年月日

昭和四十六年七月十四日

鳥取県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年八月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道線	高橋下市停車場	西伯郡中山町高橋字上駄床 九七七の一〇の先から 〃 上市字狐塚二九九の 一の先まで	四・〇 〃七・五	一一、二八〇・〇

鳥取県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年八月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
203	高橋下市停車場線	西伯郡中山町（県道赤碕大山線との交点）	下市停車場

道路の種類	路線名	変更前後別	区	間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	福光北条線	変更前	東伯郡北条町大字米里字中瀬四五一の一の先から	北尾字大橋一一五の先まで	二・五 七・〇	一、九〇〇・〇
		変更後	東伯郡北条町大字米里字中瀬四五一の一の先から	ノ木九三の一の先まで	六・〇 一四・〇	一、八八一・〇
	米子大山線	変更前	西伯郡大山町赤松字滝坂九四四の先から	字河原の上六四二の一の先まで	五・〇 一八・〇	七九九・〇
		変更後	西伯郡大山町赤松字滝坂九四四の先から	字上六尋口六二二の三の先まで	五・〇 二五・五	五四三・〇

鳥取県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年八月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前後別	区	間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	鳥取鹿野	変更前	気高郡鹿野町大字河内字竹鼻三一二一の先から	字龍盤魚山二九八七の三五の先まで	三・五 五・〇	三、二一八・七
	倉吉線	変更後	岩美郡国府町大字町屋字飯山二五七の内二の先から	字扇子山四五五の一の先まで	八・〇 二三・〇	四、〇二〇・〇
	鳥取国府	変更前	岩美郡国府町大字町屋字飯山二五七の内二の先から	字扇子山四五五の一の先まで	五・〇 六・〇	六〇六・〇
	岩美線	変更後	岩美郡国府町大字町屋字飯山二五七の内二の先から	字扇子山四五五の一の先まで	八・〇 一三・〇	六一八・〇

鳥取県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年八月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道	鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字河内字竹鼻三一二一の先から	字龍盤魚山二九八七の三五の先まで	昭和四十六年八月六日
	鳥取国府岩美線	岩美郡国府町大字町屋字飯山二五七の内二の先から	字扇子田四五五の一の先まで	

鳥取県告示第六百六十六号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年七月三十日	指定年月日	三六五	指 定 番 号	米子市柁町二丁目四九番地	住 所	九重谷悦子	氏 名	米子市柁町二丁目四九番地	売 り さ ば き 場 所
-------------	-------	-----	------------------	--------------	--------	-------	--------	--------------	---------------------------------